

京都市土砂等による 土地の埋立て等の規制に関する条例が 改正されます。

New

(令和6年6月6日 改正施行)

京都市では、建設発生土等の土砂等による土地の不適正な埋立て等に対する抑止力を高め、生活環境の保全及び災害の防止を図るための措置を講じることを目的として「京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」（以下「土砂条例」という。）を令和2年3月に制定し、これまで運用してきたところです。

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大雨に伴う大規模な土石流災害等を教訓に、土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に規制するため、宅地造成等規制法が抜本的に改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）が施行され、京都市では令和6年6月6日に市内全域を同法に基づく規制区域に指定する予定です。

盛土規制法に基づく規制区域の指定に伴い、災害防止を目的とする土地の埋立て等の規制については、同法に基づく対応に一元化するため、土砂条例を改正しました。

なお、盛土規制法に定めのない生活環境の保全を目的とする土地の埋立て等の規制については、引き続き土砂条例に基づいて行います。

主な改正の概要

- 土砂条例から災害の防止を目的とする規定を廃止します。
- 申請の受付窓口が環境政策局環境保全創造課に変更されます。
- 申請手数料を下記のとおり変更します。(6/6以降の申請)

種別	現行	改正
許可申請手数料	59,000円	29,000円
変更許可申請手数料	34,000円	17,000円

- 申請に当たって、下記の資料添付が不要となります。

- ・ 土地の埋立て等の施工に関する計画
- ・ 排水施設の計画平面図
- ・ 擁壁の断面図等及び構造計算書等

土砂条例の申請に必要な書類は、環境保全創造課HP「申請・届出の手引」を御参照ください。

環境保全創造課HP：<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000323404.html>

○盛土規制法について

令和6年6月6日以降に、盛土規制法の規制区域内で一定規模の工事を行う場合は、工事に着手する前に、許可又は届出が必要となります。

(受付：都市計画局開発指導課)

詳しくは、開発指導課のHPを御確認ください。

